

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

危対第274号

(2) 業務名

令和7年度防災行政無線機器動作確認等事務委託

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格において、営業種目4「設備保守管理」のうち、細目(14)「通信・情報設備（電話設備等）」に係る認定を受けていること

(3) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目に係る認定を受けていること

(4) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎管理業務委託業者入札参加停止基準（平成元年3月1日施行）及び物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日施行）に基づく入札参加停止を受けていないこと

(5) 静岡市内に本社又は本店の委任を受けた事業所（支店又は営業所）を有すること

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと

(7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び担当部局

(1) 配布期間

公告日から令和7年3月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館4階
静岡県危機管理部危機対策課 電話054-221-3729

5 入札参加資格確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、令和7年3月7日（金）午後5時までに、危機対策課へ入札参加資格確認申請書等を提出し、上記3の資格を有することの確認を得なければならない。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年3月18日（火）午後3時

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館5階危機管理センター

(3) 入札方法

総価による。入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、契約の締結は令和7年度予算の執行であるため、契約締結日は令和7年4月1日となる。
- (2) 本契約を締結するに当たり、労働関係法令に遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全て下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、契約担当者にその写しを提出すること。
- (3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 照会窓口は、静岡県危機管理部危機対策課（054-221-3729）とする。
- (6) 現地説明会は行なわない。